

令和7年5月22日

保護者 様

豊橋市立高師小学校長 林 範昌

5 学年 5 月分学年集金について（お願い）

このことについて、下記の金額を口座振替させていただきます。  
つきましては、学費口座振替の通帳残高等をご確認いただき、口座振替にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1, 口座振替日 6 月 5 日  
2, 口座振替金額 （給食費等学校収納金を含む） 合計 5,765 円

〈 内訳 〉  
(1) 学年費 合計 (A) + (B) 0 円

| (A)個人単位で購入及び参加した経費 |   | (A)個人単位で購入及び参加した経費 |           |
|--------------------|---|--------------------|-----------|
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 |                    | 円         |
|                    | 円 | 合計 (A)             | 0 円       |
|                    | 円 | (B)学年全体として購入した経費   |           |
|                    | 円 |                    | 1人あたり     |
|                    | 円 |                    | 全体合計      |
|                    | 円 |                    | ÷ 人       |
|                    | 円 |                    | =         |
|                    | 円 |                    | (円未満切り上げ) |
|                    | 円 | 前月より繰り越し           | 0 円       |
|                    | 円 | 来月への繰り越し           | 0 円       |
|                    | 円 | 全体合計               | 0 円       |
|                    | 円 | (B)                | 0 円       |

(2) 修学旅行積立金 円  
(3) PTA会費 2,400 円  
(4) 円  
(5) 円  
(6) 手数料 55 円

学校収納金請求書

豊橋市長 長 坂 尚 登

学校収納金は、下記のとおりです。

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 5 月分給食費 ( 150 円 × 19 食 ) | 2,850 円 |
| スポーツ振興センター掛金             | 460 円   |
|                          | 3,310 円 |

就学援助の認定を受けている方は、上記の学校収納金は支払う必要はありません。  
また、生活保護法に基づく教育扶助を受けている方は、給食費が市に直接支払われます。（ともに口座振替はいたしません）  
「ラーケーションの日」を取得して給食を中止した場合、中止した食数分が提示額より減額になります。